

欧州長期投資ファンド（ELTIF）の 制度改革からの示唆

2026 年 10 月 1 日

野村アセットマネジメント資産運用研究所

主席研究員 今村宗嗣

要 約

- ELTIF（European Long-Term Investment Fund）は、EU 域内における長期投資を促進するために設けられた AIF（オルタナティブ投資ファンド）の一類型である。2015 年に制度化されたが、当初は普及が進まなかったため、2023 年に改正規則が採択され、2024 年 1 月から通称 ELTIF 2.0 の適用が開始された。
- ELTIF 2.0 では、投資対象の拡大、分散・借入規制の緩和、リテール投資家とプロ投資家のルール分離などにより、投資家の参加のしやすさや商品設計の自由度が高まった。その結果、新規参入の増加や、リテール投資家によるプライベート資産へのアクセス改善が見られる。
- 当初の ELTIF は規制が過度に細かく、制度の利用に繋がらなかったが、ELTIF 2.0 は規制を柔軟化することで制度の使いやすさを高めることに成功した。この制度改革からの示唆として、市場の拡大のためには、投資家保護と商品・サービスの使いやすさを両立するように規制水準を調節する必要がある。
- 日本に同様の仕組みを導入することを想定した場合、目的としてはスタートアップの育成が重要なテーマとなる。この点では専門のベンチャーキャピタルファンドの創設が必要となり、欧州の枠組みを参考にするならば、日本版 ELTIF と日本版 EuVECA の併設が可能性として考えられる。

当資料は資産運用市場の内容を基に情報を開示することを目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しております。当資料に示された内容等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆しないし保証するものではありません。また特定の銘柄の推奨や売買等を示唆するものではありません。

I はじめに

ELTIF（欧州長期投資ファンド）は、EU における投資ファンド制度の一つである。

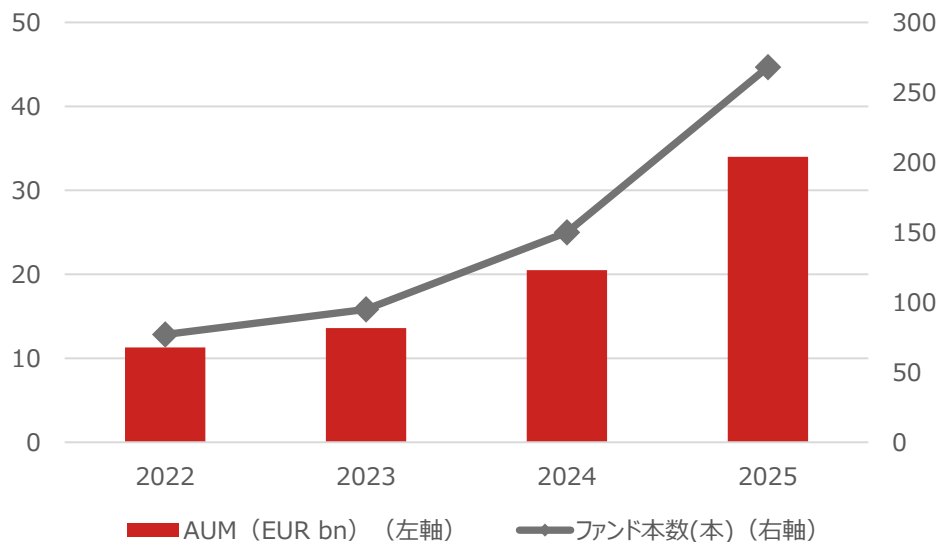
2015 年に制度が開始されたが、当初は商品組成や対象となる投資家に対する制約が厳しく、普及は限定的であった。

しかし近年では、ファンド本数、AUM（運用資産残高）ともに増加傾向にあり、特に 2024 年以降の伸びが顕著である（図表 1）。契機となったのは、2024 年 1 月から適用が開始された

改正 ELTIF 規則、いわゆる ELTIF 2.0 であると思われる。

本稿では、制度創設当初の ELTIF（以下、ELTIF 1.0 と表記）の状況を振り返ったうえで、ELTIF 2.0 における主な改正点を整理する。さらに、同制度の見直しから得られる、プライベート資産ファンドの普及に向けた示唆について検討する。

図表 1：ELTIF の AUM とファンド本数



（出所）Scope(2026)「ELTIF market overview and 2026 outlook」(<https://www.Scopeexplorer.com/en/>) 等を基に野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

II EU における ELTIF の位置づけ

1. EU の投資ファンドの枠組み

（1）UCITS と AIF

EU の投資ファンド制度は、各加盟国の会社型・契約型・信託型などの法形態や各国固有のビークルを前提としつつ、EU レベルでは主に「UCITS」（譲渡可能証券への集団投資事

業）と「AIF」（オルタナティブ投資ファンド）の 2 つのカテゴリーに整理される（図表 2）。

UCITS は、EU 域内で広く販売されることを前提とした、標準化された投資ファンド制度である。共通ルールである UCITS 指令に基づき、投資対象、リスク分散、流動性、借入れ等について一定の厳格な規制が適用される。主な投資対象は上場株式、上場債券、マネー・マーケット商品、ETF 等、比較的流動性の高い資産である。

(2) AIF はオルタナティブ投資に適している

これに対して AIF は、UCITS 指令の要件を満たさない投資ファンドの総称である。UCITS と比較して投資対象、運用手法、ファンド形態の自由度が高く、プライベート・エクイティ、プライベート・デット、不動産、インフラ、ヘッジファンド、証券化商品等への投資に適している。

EFAMA（欧州ファンド・資産運用協会）によると、2025 年末時点の欧州全体におけるファンドの AUM 合計は 25.2 兆ユーロに達し、その内訳は UCITS が 16.7 兆ユーロ、AIF が 8.5 兆ユーロである¹。

る。制度上は AIF の一類型であり、AIFMD（オルタナティブ投資ファンド運用者指令）に基づいて運用される。

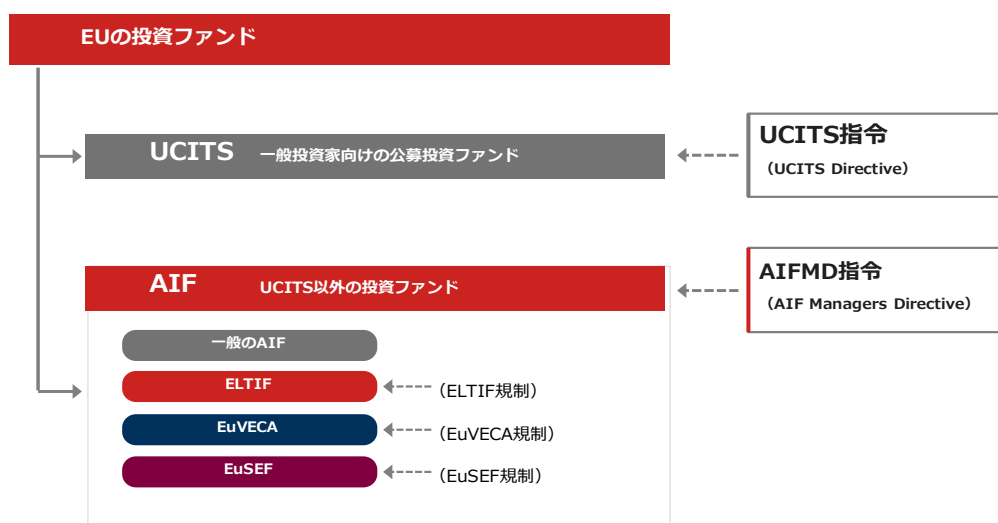
ELTIF の特徴は、EU 共通の ELTIF ラベルの取得により、必要な通知・販売手順を経ること、EU 域内の複数国において、機関投資家だけでなく一定の条件下でリテール投資家にも販売できる点にある。

Scope 社²の調査によると、2025 年末時点で ELTIF の約 74%が、リテール投資家が投資可能な設計になっている。満期については、約 6 割がクローズドエンド型であり、その期間は 4～30 年と幅がある³。

2. ELTIF の位置づけ

ELTIF は、EU 域内における長期投資の促進を目的として設けられた投資ファンド制度であ

図表 2：EU の投資ファンド体系



(注) UCITS : Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities、AIF : Alternative Investment Fund

EuVECA : European Venture Capital Funds（ベンチャーキャピタルファンド）、EuSEF : European Social Entrepreneurship Funds（社会的企業への投資ファンド）

(出所) EFAMA（2026）「FACTBOOK2026」（https://www.efama.org/sites/default/files/files/fact-book-2026_2.pdf）等より野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

¹ EFAMA（2026）「FACTBOOK2026」（https://www.efama.org/sites/default/files/files/fact-book-2026_2.pdf）

² Scope はドイツに本社を持ち、欧州における信用格付、投資調査、リスク分析を提供する金融リサーチ企業

³ リテール投資家が投資可能な商品数は 265 本のうち 196 本。クローズドエンド型の商品数はデータが取得可能な 205 本のうち 128 本。Scope(2026)「ELTIF market overview and 2026 outlook」（https://saprodScopeexplorer01.blob.core.windows.net/public/reports-links/Scope_EL_TIF_study_2026.pdf）

III ELTIF の歴史

1. ELTIF 制度の創設

(1) 世界金融危機から ELTIF 構想へ

ELTIF の制度設立から現在に至るまでの経緯を図表 3 に示す。

制度創設の背景には、2008 年の世界金融危機を契機として、EU 域内の産業や企業に対し、銀行を補完する形での長期資金供給の必要性が高まったことがある。

世界金融危機の後、EU は 2010 年 6 月に「欧州 2020 戦略」を策定し、経済の回復と成長に向けたロードマップを示した。しかし、その戦略の実現には大規模な長期投資資金の供給が必要であるとされ、銀行を補完する形で長期資金を供給できる仕組みの必要性が検討され、ELTIF の構想につながった。

図表 3 : ELTIF の発展経緯

年月	出来事
2008 年頃	世界金融危機
2010 年 6 月	「欧州 2020 戦略」策定
2013 年 6 月	ELTIF に関する規則案公表
2015 年 4 月	ELTIF 規則採択
2015 年 12 月	ELTIF 1.0 適用開始
2021 年 11 月	ELTIF 改正規則案提出
2023 年 3 月	改正規則採択
2024 年 1 月	ELTIF 2.0 適用開始※
2024 年 12 月	RTS（規制技術基準）適用開始

※ELTIF 1.0 に対する経過措置あり

(出所) AFG (2024) 「Practical guide to ELTIF 2.0」

(<https://www.afg.asso.fr/en/publication/guide-pratique-eltif-2.0/>)、EU 資料などを基に野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

(2) ELTIF 1.0 の設立

2013 年 6 月、欧州委員会は ELTIF に関する規則案を公表した。その後、2015 年 4 月 29 日に「規則 (EU) 2015/760」が採択され、同年 12 月 9 日から制度の適用が開始された。

当時、EU の諮問機関である EESC（欧州経済社会評議会）は、ELTIF 規則案について、「重要な長期資産に対する投資家の需要を刺激するのに役立つ」等、概ね肯定的な評価を示していた（図表 4）。

図表 4 : EESC による ELTIF 規則案の評価要約

1	長期投資のための域内越境型商品枠組みを創設するという欧州委員会の規則案を歓迎する。 ELTIF の導入は、重要な長期資産に対する投資家の需要を刺激するのに役立つ。
2	ELTIF は、AIFMD に基づいてのみ提供することができ、また、資金の少なくとも 70% を、物的・社会的インフラや中小企業などの適格な長期プロジェクトに投資しなければならない。この要件により、 安定した投資商品が生まれることが期待される。
3	ELTIF に対する予想需要、および新たな投資を妨げている規制上の障壁について、欧州委員会が行った分析の大部分を受け入れる。今回の規則案は、 長期プロジェクトに関する実質的な単一投資市場を刺激する可能性を有している。
4	機関投資家と個人投資家の双方にクローズドエンド型ファンドを導入するという欧州委員会の提案は、おそらく最善のアプローチである。 特に、ELTIF の持分または株式について、将来的に流通市場が形成される可能性を考慮すると、その妥当性は高い。
5	本規則案は欧州の投資市場において新たな領域を切り開くものであるため、その実施状況を慎重に監視する必要がある。EESC は、ELTIF 市場の発展状況を監視するという提案を歓迎する。この取組みによって長期的な国境を越えた投資市場の形成が進まなかった場合には、その原因に対処し、ELTIF の魅力をさらに高めるため、追加的な評価、検証および改革を行うべきである。

(出所) EESC (2014) 「Opinion of the European Economic and Social Committee on the 'Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on European Long-term Investment Funds」 (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52013AE5189>)

2. 初期の不振から ELTIF 2.0 構想へ

(1) ELTIF 1.0 の普及不振

制度創設時には期待を集めた ELTIF であったが、市場の拡大は緩やかなものにとどまった。

設立間もない 2017 年 6 月 8 日に欧州委員会が公表した「資本市場同盟中間見直しに関する公開協議へのフィードバック・ステートメント」⁴において、一部の回答者から以下のような否定的な意見が寄せられていることが明らかにされた。

- ELTIF 規則は長期貯蓄を長期投資へ移すには十分な枠組みではない
- ELTIF はインフラ、プライベート・エクイティ、不動産のような特殊なファンドと見られ、投資期間の柔軟性が乏しく、十分に分散されていない

(2) ELTIF 2.0 に向けて

2020 年 9 月に公表された資本市場同盟アクションプランでは、16 の主要アクションの一つ (Action 3) として ELTIF 制度の見直し (Supporting vehicles for long-term investment) が盛り込まれた⁵。

そして 2021 年 11 月に、欧州委員会が ELTIF のファンド本数 (57 本)、AUM (24 億ユーロ)、設立国 (4 か国) がいずれも低水準に留まっている旨の調査結果を報告し、「主流市場の魅力を獲得し、EU の長期投資への資本供給という潜在力の実現に失敗しているのは明らかである」とする厳しいレビュー⁶を公表、同時に改正規則案⁷を公開した。

その後 2023 年 3 月に改正規則が採択され、2024 年 1 月から ELTIF 2.0 の適用が開始された。なお、ELTIF 1.0 に対しては一定の経過措置が設けられている。

IV ELTIF 制度の改正ポイント

1. 何が問題だったか

(1) 欧州委員会の総括

2021 年の欧州委員会のレビューでは、ELTIF の普及が進まなかった背景として、①需要側：リテール投資家の参入を阻む障壁、②供給側：ファンド組成に関する厳しい規制があるとの整理がなされた。特に強調して指摘されたのは以下の点である。

(2) リテール投資家に対する参入障壁

需要側では、リテール投資家においては 1 万ユーロ以上の最低投資額が必要であったこと、ポートフォリオが 50 万ユーロ未満の投資家の ELTIF 投資額がポートフォリオの 10%以内とされたことがリテール投資家の参入障壁になったことが指摘された。

(3) 組成の自由度が狭い

供給側では、適格投資資産の範囲、分散・集中投資、借入上限などに関する詳細な規制が、ポートフォリオ構築の自由度を低下させ、資産運用会社が ELTIF を設立する意欲を減退させたとされた。

⁴ EUROPEAN COMMISSION [Feedback Statement for the Public Consultation on the Capital Markets Union Mid Term Review] (https://finance.ec.europa.eu/document/download/e197c9f2-9892-4904-a2f7-05bd5b38e3fb_en?filename=2017-cmu-mid-term-review-summary-of-responses_en.pdf)

⁵ https://finance.ec.europa.eu/financial-markets/financial-markets-policy/capital-markets-union/capital-markets-union-2020-action-plan_en

⁶ EUROPEAN COMMISSION (2021) 「COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT REPORT」 (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX%3A52021SC0342>)

⁷ EUROPEAN COMMISSION (2021) 「REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL」 (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52021PC0722>)

2. ELTIF 2.0 で何が変わったか

ELTIF 1.0と2.0の主な制度内容を比較したものが図表5である。ELTIF2.0では、前述した需要側・供給側双方の問題に対する改正が行われた。さらにELTIF 1.0ではリテール投資家

とプロ投資家に対して原則として同一の基準が適用されていたのに対し、ELTIF 2.0では両者に異なる基準が設けられた。これにより、投資家層に応じた商品設計が可能となり、商品組成の柔軟性が高まる結果となった。

図表5：ELTIF 1.0と2.0の主な違い

項目	ELTIF 1.0	ELTIF 2.0
適格資産	非上場企業、小規模な上場企業（時価総額5億ユーロ以下）、実物資産	非上場企業、上場企業（時価総額15億ユーロ以下）、実物資産、一定の要件を満たすファンド持分、STS証券化商品※など
分散投資規則	適格資産へ70%以上を投資	適格資産へ55%以上を投資
単一資産への投資上限	原則として資本の10%	リテール投資家向け：資本の20% プロ投資家向け：上限なし
証券化商品への投資上限	認められない	リテール投資家向け：資本の20% プロ投資家向け：上限なし
借入上限	資本の30%	リテール投資家向け：純資産総額の50% プロ投資家向け：純資産総額の100%
償還および流動性	原則クローズドエンド型	原則クローズドエンド型。一定の条件を満たす場合には存続期間中の償還も可能となる
最低投資額・投資比率上限（リテール投資家）	最低投資額は1万ユーロ ELTIFへの投資はポートフォリオの10%まで	一律の最低投資額およびポートフォリオ10%上限は廃止（ただしリテール販売にはMiFID II（金融商品市場指令II）ベースの適合性評価が必要であるため、実務上は知識や経験のある投資家向けという性格が依然として強い）
リテール投資家の適合性・適切性判定	ELTIFの独自基準による評価	MiFID IIに従った評価

※ STS証券化商品とは、Simple, Transparent and Standardised（シンプル・透明・標準化）の基準を満たした証券化商品を指す

（出所）EU（2015）「REGULATION (EU) 2015/760 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 29 April 2015」(<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2015/760/oj/eng>)、EU（2023）「REGULATION (EU) 2023/606 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 March 2023」(<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/606/oj/eng>)、金融庁（2026）「欧州・英国におけるファンドのあり方に関する調査報告書」（PwC Japan 有限責任監査法人実施）等を基に野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

3. 改正後の状況と評価

図表1で見たように、ELTIF 2.0への改正後、ELTIFの本数やAUMは増加傾向にある。

Morningstarの「The State of ELTIFs 2026」によると、ELTIF 2.0の導入後、新規参入が増加し、リテール投資家によるプライベート資産への投資が容易になったとされている⁸。

一方で、手数料の高さ、分散効果が過大評価される可能性、標準化がなされていない商品であるため、多くのデューデリジェンスが必要であることなど、リスクについても言及され、特にリテール投資家においては、ELTIFの目標リターンが、ELTIFの高いリスクと低い流動性を受け入れるのに十分であるかどうかを検討すべきであるとしており、改善点もまだ残されているようだ。

⁸ Morningstar（2026）「The State of ELTIFs 2026」(<https://www.morningstar.com/en-gb/business/insights/research/european-long-term-investment-funds>)

(1) 厳格な規制から使いやすい仕組みへ

ELTIF の制度改革は、「投資家保護を目的とした厳格な商品規制」から、「投資家や運用会社が使いやすい規制」への転換だと言える。

この変化をより一般化すると、市場発展のためには規制は弱すぎても強すぎても好ましくないということが言える。規制が不足している場合、商品設計の自由度や参入の容易さが高まり、供給側にとって有利にはなるものの、需要者の保護が不十分となり、市場への信認が形成されにくくなる可能性がある⁹。

他方、規制が強すぎる場合、需要者は十分に保護されるものの、供給側のビジネスが成り立たなくなり、市場への商品・サービスの供給がそもそも行われなくなる。初期の ELTIF における需要側、供給側の双方に関わる各種規制はこの「過度な規制が市場利用を抑制する」側面を示す例と位置づけられる。

(2) 角を矯めて牛を殺すリスク

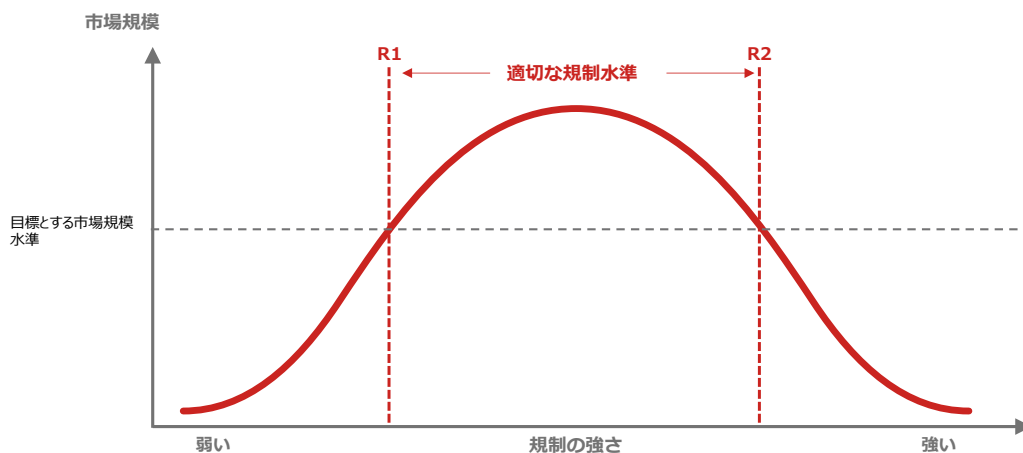
したがって、市場の発展を促すためには、必要な需要者保護を確保しつつ、供給側のビジネス

の推進を過度に阻害しない水準と規制手法の組み合わせが重要となる。図表 6 に示す釣り鐘型の曲線はこの関係を概念的に表したものである。

図表 6 の R1 線より左側の部分は、規制が不十分な水準にあり、市場の発展を阻害している状況を示している。例えば新技術の発展等により自然発生的に新しい市場が生まれ、法制度等が整備されていないケースが考えられる。この場合、初期段階で需要者が意図せざる損失を被り、一時的に市場が混乱する可能性がある。このような状況においては、適切な需要者保護の制度が整備されることで、市場は拡大に向かうだろう。

図表 6 の R2 線より右側の部分は、規制が強すぎる状況を示している。国や業界団体などが主導して新しい市場を創設する際に、需要者の保護を過度に重視すると起こりやすいだろう。この場合、制度を作る側としては、需要者保護の強さと市場の発展可能性は相反する場合があることを考慮に入れ、適切な閾値を見極める意識を持つことが必要だと考える。

図表 6：規制強度と市場規模の概念



(出所) 野村アセットマネジメント資産運用研究所

⁹ このような「市場の失敗」には、需要家が不利益を被る「情報の非対称性」の他に、「独占寡占」、「外部性」、「公共財」なども想定されるが、簡便にするためここでは「情報の非対称性」のみについて取り上げる。

VI おわりに 日本版 ELTIF の可能性

(1) 日本に ELTIF は必要か

本稿の最後に、仮に日本でも ELTIF のような制度を設立するとした際の、その意義について検討したい。

まず商品供給の観点からは、投資家に対してプライベート資産へ投資する手段を提供する点においては、欧州と同様に意義があるだろう。

では、資金供給の観点からはどうか。これまで見たように、ELTIF の政策目的は単なる新しい投資商品の提供にとどまらず、銀行による融資を補完し、資本市場を通じて実体経済へ長期資金を供給する経路を整備することにあった。

この点を踏まえると、日本に ELTIF と同様の制度を導入する必要性については一考が必要である。日本銀行は 2026 年 4 月の金融システムレポートにおいて、「わが国の金融機関は、①内外の金融市場や実体経済に大幅な調整が生じるリーマンショック型のストレスや、②原油価格上昇など地政学的リスクの顕在化、AI の将来性への期待縮小、金利の大幅上昇等が同時に生じる複合的なストレスなど、様々な状況に耐え得る、充実した資本基盤と安定的な資金調達基盤を有している」と評価している¹⁰。このように、世界金融危機後の欧州における「銀行融資の補完」という問題意識をそのまま日本に当てはめることには慎重であるべきである。

(2) 成長資金の供給は必要

ただし、銀行融資だけですべての資金需要を満たせるわけではない。例えば、政府が取りまと

めた「日本成長戦略」¹¹では 8 つの分野横断的な課題の中の一つに「スタートアップ」が挙げられ、「スケールアップのための成長資金供給の強化は引き続き大きな課題である」と指摘されているが、このようなスタートアップ企業、ベンチャー企業に対しては、株式やメザニンといったエクイティ性のリスクマネーの供給が必要となる。この領域では銀行融資ではなく、資本市場型の資金供給経路が適しているだろう。

なお、EU の現行 ELTIF は、適格投資資産にスタートアップ企業の株式を含む非上場株式が含まれてはいるが、実際に組成・販売されているファンドの投資資産は、流動性の観点から、一定のキャッシュフローが期待できるプライベート・デット、インフラ、マルチアセット等が中心である¹²。このため日本版 ELTIF を活用して、スタートアップなどへの資金供給を図るには、何らかの工夫が必要となる。

(3) 日本版 EuVECA の必要性

スタートアップへ成長資金を供給するには、これに特化したベンチャーキャピタルファンドが向いているであろう。その点において、EU の投資ファンドの枠組みの中では、EuVECA（欧州ベンチャーキャピタルファンド）が参考になる可能性がある（図表 2）。EuVECA は AIF の一種であり、一定の要件を満たすベンチャーキャピタルファンドとその運用者が使用できる EU 共通の制度レベルである。原則として、資金の少なくとも 70% を一定の要件を満たす適格ポートフォリオ企業への投資に充てることが求められ、投資対象、投資手法、レバレッジ、運用者の行為、利益相反、評価および報告等について、一定の要件が定められている。販売対象は、プロ投資家および一

¹⁰ 日本銀行（2026）「金融システムレポート（2026 年 4 月号）」（<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsr260421.htm>）

¹¹ 内閣官房（2026）「日本成長戦略」（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/index.html>）

¹² 金融庁（2026）「欧州・英国におけるファンドのあり方に関する調査報告書」（PwC Japan 有限責任監査法人実施）（<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20260724-3/02.pdf>）

定の要件を満たすその他の投資家が中心であり、一般個人投資家向けの小口商品ではない。

（４） ELTIF と EuVECA の並立

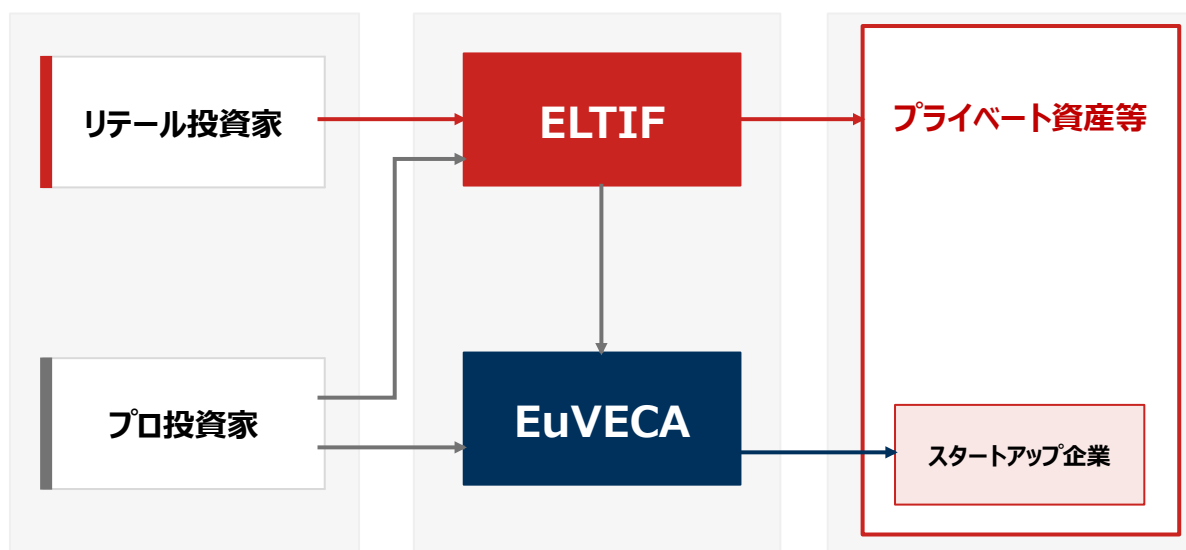
ELTIF は一定の要件を満たす EuVECA への投資が可能であり、投資家から集めた長期資金を、専門的なベンチャーキャピタルファンドを通じてスタートアップ企業へ供給することができる。従って、日本版 ELTIF を設立する際には、同時に日本版 EuVECA も立ち上げ、前者を上位の長期投資商品、後者を下位の専門ベンチャーキャピタルファンドとして機能させることで、広く投資家から集めた資金を成長分野へ供給する導線が整備できる（図表 7）。

このように、両者を補完的に捉えることで、家計・機関投資家に対し新たな投資機会を提供することに加え、国内の成長企業へのリスクマネーを供給する役割を果たすことができる可能性がある。

（５） 日本に適した制度設計

欧州 ELTIF が「銀行から市場へ」という政策課題から生まれたのに対し、日本版 ELTIF は「預金から長期投資へ」という資産運用立国の文脈で位置づける方が適切と思われる。そのうえで、成長資金の供給ルートの整備、個人投資家保護、流動性管理、販売・助言体制を含めた制度設計について検討する必要がある。

図表 7：EuVECA を経由した成長資金の供給



（出所）野村アセットマネジメント資産運用研究所

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年10月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商 号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 373 号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会